

# 最低限の下水道BCP作成例

朱書き部は、下水道BCPの策定にあたっての  
説明書き及び参照箇所です。

## 〇〇市 下水道事業 業務継続計画 (＜本庁編＞)

制定 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
最新改定 平成〇〇年〇〇月〇〇日

本作成例は、下水道事業における業務継続計画を策定する場合の参考として、最低限の下水道BCPの例として作成しています。  
下水道BCPは、定まった文書形式はなく、趣旨が同じであれば、この様式や整理方法に従う必要はありません。  
本作成例の利用に当たっては、以下に留意してください。

- 1) 本作成例は、「下水道BCP策定マニュアル 2017年版(地震・津波編)」(以下、「本編」)における地方公共団体の作成例から、被災時対応において最低限準備すべき項目を抜粋したものです。
- 2) 本作成例は、早期に最低限の下水道BCPをまとめることによって、災害時における職員の対応を円滑にすることを目的とします。
- 3) 本作成例の各項目には、本編の参照箇所を記載しています。本編を参照し、趣旨・内容をご理解いただいた上で、本作成例を基に最低限の下水道BCPを策定してください。
- 4) 本作成例を参考にして最低限の下水道BCPを策定後に、残りの項目を網羅した下水道BCPを策定する必要があります。
- 5) 業務継続計画の作成にあたっては、朱書き部を削除してください。

	目 次
1 下水道BCPの趣旨と基本方針	1
1.1 下水道BCPの策定趣旨	1
1.2 基本方針	1
1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲	1
1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制	2
2 非常時対応の基礎的事項の整理	3
2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表	3
2.2 対応拠点と非常参集	4
2.3 対応体制・指揮命令系統図	5
2.4 避難誘導・安否確認	6
2.4.1 避難誘導方法	6
2.4.2 安否確認方法	6
2.4.3 職員リスト	7
2.5 災害発生直後の連絡先リスト	8
2.5.1 国、県、関連行政部局等	8
2.5.2 民間企業等	9
3 非常時対応計画	10
3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合	11
3.2 勤務時間外に想定地震が発生した場合	15
4 事前対策計画	19
4.1 関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人の配分の把握）	19
4.2 他の地方公共団体との支援ルールの確認	19
4.3 受援体制の整備と充実	19
4.4 民間企業等の協定締結・見直し	19
5 訓練・維持改善計画	20
5.1 訓練計画	20
5.2 維持改善計画	20
5.2.1 下水道BCPの定期的な点検計画	20
5.2.2 職員及び重要関係先への定期的周知	20
6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討	21
6.1 地震規模等の設定と被害想定	21
6.1.1 重要情報の保管及びバックアップの現状	21
6.1.2 被害想定	22
6.2 優先実施業務（遅延による影響の簡易的な把握）	23

## 1 下水道BCPの趣旨と基本方針

### 1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」（以下、「下水道BCP」）は、下水道施設が市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

### 1.2 基本方針

- (1) 市民、職員、関係者の安全確保  
災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。
- (2) 下水道事業の責務遂行  
市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。
- (3) 対象事象  
大規模地震及び津波を対象リスクとして策定する。

### 1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

〇〇市下水道局が所管する下水道事業の全業務を対象とする。 (※)

(※) 下水道BCPが対象とする業務の範囲については、地方公共団体の下水道事業の状況より、必要に応じて一部除外・追加してください。

#### 1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制（本編 § 6 参照）

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。（災害時の体制は2.3 参照）

##### （1）下水道部局

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	下水道部長 ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定</li> <li>・ 市長への報告</li> <li>・ 関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整の統括</li> </ul>
実務責任者	下水道部□□課長 ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道BCPの策定及び運用の実施統括</li> <li>・ 平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認</li> </ul>
下水道事業担当者	同課 課長補佐 ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務責任者の補佐</li> <li>・ 県との調整</li> <li>・ 関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整（担当窓口）</li> </ul> <p>（関連項目：4.3, 4.4）</p> <p>・・・・・・・・</p>
	同課 □□係長、同係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道BCP策定事務局</li> <li>・ 連絡先リスト等の定期点検</li> </ul> <p>・・・・・・・・</p>
	同課 △△係長 同係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練の企画及び実施 （関連項目：5.1）</li> </ul> <p>・・・・・・・・</p>

##### （2）関連行政部局及び民間企業等（※）

区 分	部署・氏名	役 割
総務部局	庁舎管理実務責任者：○○○○	・ 庁舎の耐震化状況を下水道部局へ提出等
道路部局	道路管理実務責任者：○○○○	・ 道路部局の連絡先リストを下水道部局へ提出等
水道部局	水道管理実務責任者：○○○○	・ 水道部局の連絡先リストを下水道部局へ提出等
（社）○○協会	△△部：○○○○	・ 連絡先リスト、協力人員や提供可能な資機材リストを下水道部局へ提出等
・・・・・・・・	・・・・・・・・	

（※）下水道BCPの策定体制、運用体制には、下水道部局だけでなく、下水道機能の維持・回復及び避難所等のトイレ機能確保に密接に関係する関連行政部局（防災・危機管理、水道、環境、道路、河川、避難所の管理部局）や関連協会・団体・民間企業等（処理場等の運転管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、避難所の管理者等）の参加が重要です。

## 2 非常時対応の基礎的事項の整理

### 2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表 (本編 § 7, § 9, § 11, § 12, § 13, § 14, § 19, § 20 参照)

事 項	説 明		
対象災害と発動基準 (本編 § 7 参照)	1. 震度6弱以上の地震が〇〇市内で観測された場合、自動的に対象メンバー(全職員)は自動参集し、初動対応を開始する。 大津波警報が発令された場合には、安全な経路を選択し、対象メンバー(全職員)は自動参集し、初動対応を開始する。 .....		
対応体制 (本編 § 7 参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道対策本部を設置。本部長は□□部長、副本部長は□□課長とする。</li> <li>・班編成： 〇〇班、.....を置く。</li> <li>・緊急参集メンバーは、全部で**名。 (発動基準未滿で震度〇以上の地震の場合は、緊急参集メンバーを〇名のみとし、本部長、副本部長、関係部局へ状況を報告する。)</li> </ul>		
対応拠点 (本編 § 7 参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道部□□課内に下水道対策本部を置く</li> <li>・同課が使用できない場合、〇〇ビル〇階 △△課会議室内に代替対応拠点を置く</li> </ul>		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要 (本編 § 12, § 13, § 14 参照)	優先実施業務 (※1)	業務の概要	対応の目標時間 (※2)
	1. 下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げ。</li> <li>・市災害対策本部、県(下水道)、民間企業等との連絡体制確保。</li> </ul>	勤務時間内：3時間以内 勤務時間外：6時間以内
	2. 被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場施設の被害状況等を確認。</li> <li>・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報。</li> </ul>	発災から1日後までに完了。
	3. 都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県(下水道)、市災害対策本部、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保。</li> </ul>	発災から1日後までに完了。
	4. 緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次災害(人的被害)防止に伴う管路施設の点検を実施。</li> <li>・重要な幹線等の目視調査を実施。</li> </ul>	発災から2日後までに完了。
	5. 汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄している資機材により、溢水解消。市で対応できない場合には、〇〇会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼。</li> </ul>	発災から3日後までに完了。 被害がある場合、適宜実施
	6. 緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消。</li> </ul>	発災から3日後までに完了。 被害がある場合、適宜実施
	7. 浸水対策(降雨が予想される場合に実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復。</li> <li>・雨水溢水に対する緊急措置を実施。</li> <li>・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議を実施。</li> </ul>	発災から3日後までに完了。 被害がある場合、適宜実施
8. 支援要請、受援体制の整備 (本編 § 20 参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備。</li> </ul>	発災から3日後までに完了。	

(※1) 他の地方公共団体の支援者が到着するまでに対応が必要な業務です。

(※2) 勤務時間内と勤務時間外(夜間休日)、発災の時期や対象事象(津波の有無など)等で「対応の目標時間」が異なる場合は、すべて記載してください。

## 2.2 対応拠点と非常参集（本編 § 7, § 20 参照）（※ 1）

事 項	説 明
1. 拠点名（※ 2）	本庁：下水道対策本部
2. 下水道対策本部の要員 （本編 § 7参照）	対策本部長：〇〇部長 対策副本部長：〇〇課長 総括班長：〇〇課長補佐 情報班長：〇〇係長 調査班長：〇〇係長 他の要員は、2.3 参照
3. 設置場所と連絡手段 （重要関係先からの連絡手段） （本編 § 7参照）	〇〇市下水道部□□課内〇〇会議室 所在地： 電話 ＊＊＊＊＊ FAX ＊＊＊＊＊ 電子メール ＊＊＊＊＊ 携帯電話 ＊＊＊＊＊ 携帯メール ＊＊＊＊＊ 衛星電話 ＊＊＊＊＊ 携帯電話や衛星電話のバッテリー（注：使用できない場合には、代替対応拠点に移る。）
4. 下水道対策本部内及びその近くに備える設備 （4.3参照） （本編 § 7, § 20参照）	【下水道対策本部活動用】（下水道対策本部が主に使用する設備） 電話：＊回線、FAX：＊台（注：その他、衛星電話、無線等があれば記述） パソコン：＊台、プリンター：＊台、コピー機：＊台 ホワイトボード：＊台・・・・・・ 上記設備を稼働できる非常用電源：＊＊時間稼働（注：保有している場合は記入）。 【支援者用】（支援者へ提供する設備）（※ 4） 支援者作業スペース：＊会議室、駐車スペース：〇台
5. 参集要領 （本編 § 7参照）	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1 の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。 2) 公共交通機関の途絶等により参集に＊時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ。
6. 各班の担当業務（※ 3） （本編 § 7参照）	1) 総務班：職務環境、各班との調整 2) 情報班：情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議 3) 調査班：調査計画及び調査の実施 4) 調達班：資機材の調達、運搬 5) 復旧班：設計及び積算、措置・応急復旧作業

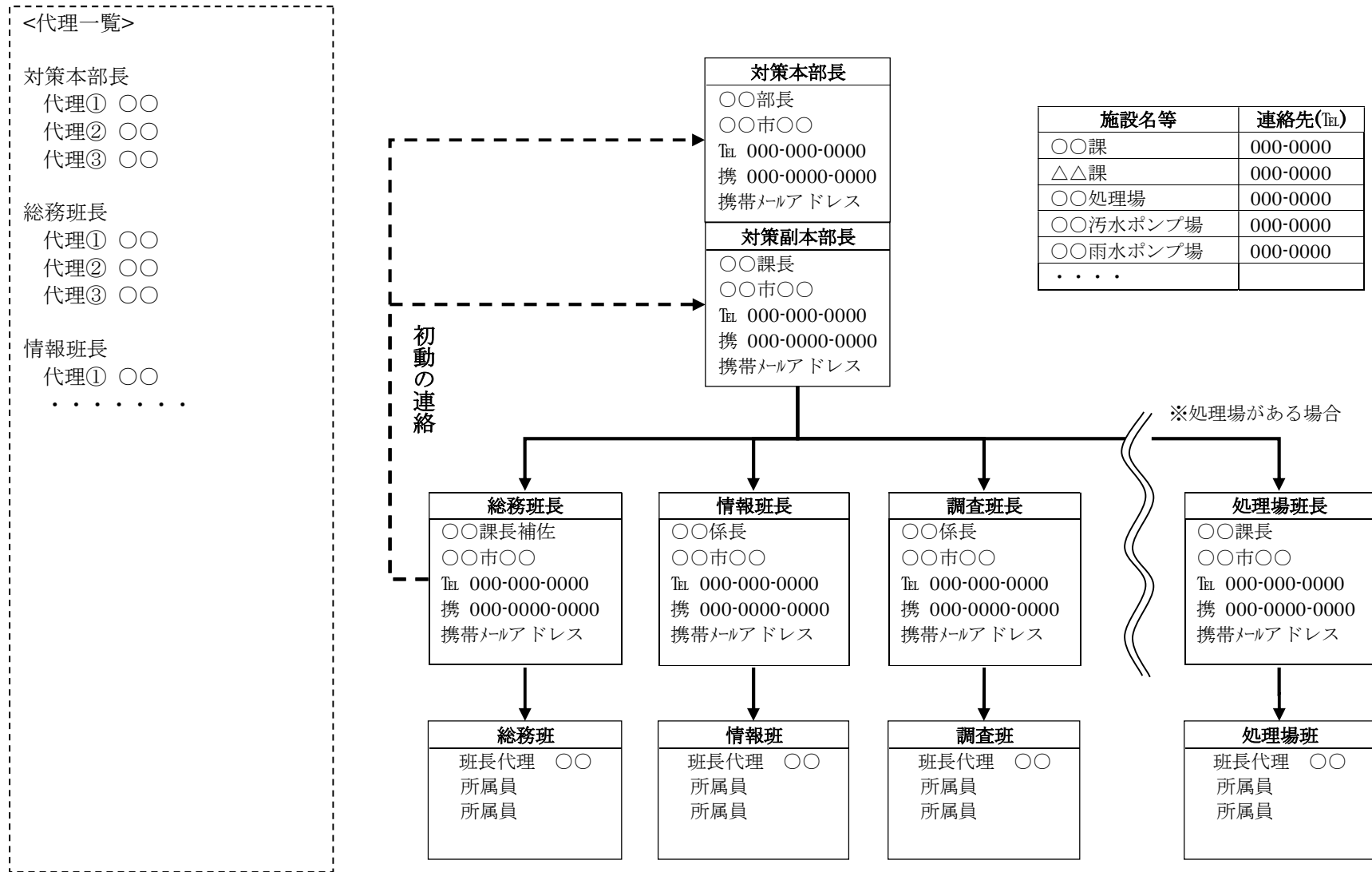
（※ 1）優先実施業務等へのリソース（人）については、関連行政部局や地域防災計画等を確認した上で上記を作成してください。

（※ 2）災害対応拠点として処理場がある場合には、処理場分も作成してください。

（※ 3）班別構成は、行動しやすいように定めて差し支えありません。

（※ 4）支援者へ提供する設備は、通信機器やOA機器など可能な限り準備するとともに、種類が多い場合はリスト等で整理することが望ましい。

2.3 対応体制・指揮命令系統図（本編 § 7 参照）（※）



（※）優先実施業務等へのリソース（人）については、関連行政部局や地域防災計画等を確認した上で上記を作成してください。

## 2.4 避難誘導・安否確認

### 2.4.1 避難誘導方法（本編 §7 参照）

建物名等	
避難誘導責任者 〃 代理者	
来訪者の誘導方法	例) 応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合は、来訪者を1階**会議室に誘導する。 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する。
職員の避難方法	例) 屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる。
避難経路	別図参照
避難先（集合場所）(※)	
近隣の公設の避難所	**小学校（所在地 ）

### 2.4.2 安否確認方法（本編 §7 参照）

安否確認の責任者	責任者： 代理者：
安否確認の担当体制	担当者：
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段： 作業手順：
安否確認の発動条件	例：震度5以上の地震が〇〇市内で観測された場合。 津波警報が発令された場合。

(※) 下水道施設を一時的な避難場所として活用するのであれば、周辺住民等に対し下水道施設を開放することも検討してください。



### 2.4.3 職員リスト (※)

<個人情報につき、取扱注意>

氏名	所属	下水道BCP における役割	保有資格	居住地		参集 可能時期	連絡先		
				住所	災害時 参集手段			電話	メール
〇〇〇〇	〇〇課	調査班	酸欠防止	△△区◇◇99-99-99	徒歩	5 時間後	自宅 携帯	000-000-0000 090-0000-0000	xxx-xxxx@xxxx.jp xxx-xxx@xxxx.ne.jp

(※) 優先実施業務等へのリソース（人）については、関連行政部局や地域防災計画等を確認した上で上記を作成してください。

## 2.5 災害発生直後の連絡先リスト

### 2.5.1 国、県、関連行政部局等（本編 § 7, § 16, § 19, § 20 参照）（※）

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・ 連絡先	連絡・共有する内容	市担当者 及び代理者
国・県	国土交通省 〇〇地方整備局 都市整備課		電話： FAX： 携帯電話： 携帯メール：	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の報告（必要に応じて）</li> <li>支援活動に必要な情報共有 （被災状況、宿泊地、交通手段、不足しているリソースなど）</li> </ul>	
	〇〇県下水道課			<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の報告、支援要請の依頼</li> <li>支援に必要な情報共有 （宿泊先、交通状況、リソース（人、モノの状況））</li> <li>支援者が提供可能な資機材及び人員の確認</li> </ul>	
	〇〇県河川課 <b>（河川管理者）</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>河川占用箇所状況（点検報告等）</li> <li>河川情報の共有（堤体の状況、破堤等の可能性の確認）</li> </ul>	
関連行政部局	市災害対策本部			<ul style="list-style-type: none"> <li>職員参集状況の報告、地域防災計画等で位置付けられた下水道課指定業務への対応状況</li> <li>被害状況の報告</li> </ul>	
	水道部			<ul style="list-style-type: none"> <li>被害箇所の情報共有</li> </ul>	
	土木部道路課			<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路における被害箇所・状況の共有と対応状況</li> <li>被害箇所（特にマンホールの浮上り）、溢水、緊急調査の情報共有</li> </ul>	
	土木部河川課 <b>（河川管理者）</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>河川占用箇所状況（点検報告等）</li> <li>河川情報の共有（堤体の状況、破堤等の可能性の確認）</li> </ul>	
その他	日本下水道事業団			<ul style="list-style-type: none"> <li>処理場、ポンプ場の被害調査の依頼</li> <li>支援者が対応可能な支援内容、提供可能な資機材及び人員の確認</li> </ul>	
	〇〇県下水道公社				

（※）部局内及び関連行政部局のリソース（人）を把握した上で、関連行政部局と連絡協力体制を構築してください（4.1 参照）  
支援者を確認し、支援ルールを相互確認した上で、連絡・協力体制を構築してください。（4.2 参照）

2.5.2 民間企業等（本編 § 7, § 21 参照）（※）

	連絡先	連絡先担当者 及び代理人	連絡手段・連絡先	連絡・共有する内容	市担当者及び代理人
民間	〇〇維持管理会社			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設の被害状況の調査依頼</li> <li>・ 被害状況（概略）の共有</li> </ul>	
	〇〇協会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査、応急復旧対応の依頼</li> </ul>	
	〇〇設計			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道台帳の出力依頼</li> </ul>	

（※）民間企業等との協定締結を進めるとともに、災害協定の窓口一元化、平常時における定期的な情報共有を実施することが望ましい。  
（4.4 参照）

### 3 非常時対応計画（本編 § 15 参照）

非常時対応計画は、対応時間の考え方も含めて策定可能な範囲としますが、以下の項目については検討し計画を策定してください。

#### ○下水道対策本部立上げ

- ・対策本部は、できるだけ耐震化された施設、津波被害を受ける可能性の低い施設で計画します。
- ・汚水溢水を避けるために、発災当日に使用制限に関することを決定できる計画とします。

#### ○被害状況等の情報収集

- ・被害状況等（職員等の参集状況、安否確認、下水道施設被害状況）の収集と情報発信を行う計画とします。
- ・処理場・ポンプ場の施設被害概要の把握は、発災当日に行うことができる計画とします。
- ・被害状況確認に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請についてもこの段階で検討します。

#### ○都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡

- ・市災害対策本部へ下水道対策本部の設置及び関連情報（参集状況、被害状況など）を連絡します。
- ・都道府県へ下水道対策本部の設置及び被害状況等を連絡します。
- ・関連行政部局との協力体制を確認します。

#### ○緊急点検、緊急調査

- ・処理場、ポンプ場の緊急点検・調査の実施について検討します。
- ・管渠については、重要な幹線に加えてその他、必要と思われる管渠の巡視を発災から2日以内に完了できることを目標とします。
- ・あらかじめ、全体計画図に重要な幹線管渠、その他、緊急点検が必要と思われる管渠をマーキングし用意しておきます。

#### ○汚水溢水の緊急措置

- ・仮設ポンプ・仮設配管・汚泥吸引車等の調達・設置及び衛生確保（消毒等）について検討します。

#### ○緊急輸送路における交通障害対策

- ・緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を想定し、道路部局等との連携を含めて対策を検討します。

#### ○浸水対策

- ・雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能の回復、及び浸水に対する緊急措置の実施方法を検討します。

#### ○支援要請及び受援体制の整備

- ・部内のリソースを把握するとともに、リソースが不足する場合は、外部へ支援要請を検討します。また、民間企業等との被災時における協定締結の確認とその連絡先を整理します。
- ・受援体制（作業スペース、駐車スペース、支援者へ提供する資機材等）を整理します。

職員数が少なく被害状況の把握に時間を要し復旧対応の遅れが懸念されることから、「下水道事業における災害時支援に関するルール」を確認し、被災直後の被害状況の確認の段階から支援要請について検討してください。

### 3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	<b>来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。</li> <li>目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。</li> <li>屋外避難が必要ない場合、来訪者を〇〇へ誘導。</li> </ul>	2.4.1 避難誘導方法
	<b>職員の安否確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。</li> <li>担当者は不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否を確認。</li> <li>不在職員等（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。</li> </ul>	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	<b>処理場との連絡調整（1）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理場の職員等の安否、処理場・ポンプ場施設被害概要を把握。</li> </ul>	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～3 時間	<b>下水道対策本部立上げ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。</li> <li>災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動。</li> <li>下水道対策本部の立上げ、体制確保。</li> <li>民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保。</li> <li>市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況などの速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告。</li> </ul>	2.2 対応拠点と非常参集 2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～6 時間  以降 随時実施	<b>処理場との連絡調整（2）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理場・ポンプ場施設の被害状況等を確認。</li> <li>被害状況確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討。</li> </ul>	2.3 対応体制・指揮命令系統図
	<b>被害状況等の情報収集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。</li> <li>個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民問い合わせに関するマニュアル</li> <li>市指定排水設備業者リスト</li> </ul>

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～6 時間 以降 随時実施	<b>降雨予報の確認</b> ・ 今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。	
	<b>市災害対策本部との連絡調整</b> ・ 市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡。 ・ 市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認。 ・ 市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>県（下水道）との連絡調整</b> ・ 県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1 日	<b>データ類の保護</b> ・ 台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・ データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を〇〇設計に依頼。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>関連行政部局との連絡調整（1）</b> ・ 関連行政部局（水道部局、道路部局等）との協力体制の確認。 ・ 管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～2 日	<b>緊急点検</b> ・ 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・ 調査用具、調査チェックリストを準備。 ・ 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	・ 緊急点検・調査に関するマニュアル
	<b>緊急調査</b> ・ 重要な幹線等の目視調査を実施。	・ 緊急点検・調査に関するマニュアル
	<b>避難所等のトイレ機能の確保</b> ・ 避難所等における水洗トイレ等の状況確認。（使用可否、復旧見込みなど） ・ 避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整、実施。	

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～3日 適宜実施	<b>緊急措置（被害がある場合）</b> <b>【汚水溢水への緊急措置】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消。</li> <li>・市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、〇〇会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼。</li> </ul> <b>【緊急輸送路における交通障害対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。</li> </ul> <b>【浸水対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議する。</li> </ul>	2.5 災害発生直後の連絡先リスト ・マンホール蓋開閉に関するマニュアル
～3日	<b>支援要請及び受援体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。</li> <li>・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を県に連絡。</li> <li>・受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所）の確保等など、受け入れ態勢を整える。</li> <li>・県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡。</li> </ul>	2.5 災害発生直後の連絡先リスト ・支援要請に関するマニュアル
～4日	<b>関連行政部局との連絡調整（2）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧等を行うにあたって、関連行政部局（水道部局、道路部局等）と協議。</li> </ul>	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>処理場との連絡調整（3）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境部局等から仮設トイレからのし尿受入れ要請があった場合、処理場と協議する。</li> </ul>	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
. . . . .	. . . . .	

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
▶	<p><b>【浸水対応】：市災害対策本部と連携した水防活動の実施</b>            今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨注意報発令から○時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防活動、避難情報に関する対応を協議。</li> <li>・〃 ○時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。               <ul style="list-style-type: none"> <li>：市災害対策本部と協力し、浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。</li> <li>：必要に応じ、住民へ土のう等を配布。</li> </ul> </li> <li>・〃 ○時間まで：排水ポンプの手配を〇〇会社に要請。排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を市で対応できない場合は県と協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画（風水害編）</li> <li>・水害に関する緊急対応マニュアル</li> </ul>

(注) 上表は、多数の支援者が到着し、リソース（特に人）の制約が解消されるまでを重点的に記載しています。表に記載した以降の行動については、地方公共団体の規模や優先実施業務に応じ、災害前の計画が有効であるものを追加してください。

(※) 完了時間は、「対応の目標時間」の一例を示しています。優先実施業務やリソースを考慮して各地方公共団体の状況に応じて、設定してください。



### 3.2 勤務時間外に想定地震が発生した場合

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	<b>職員の安否連絡</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らと家族の安全を確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡。</li> <li>(注) 発災直後は、下水道災害対策本部へ安否確認担当者が参集していないため、連絡方法、時期等を明確にしておく必要があります。(メール等での送受信は可能)</li> </ul>	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	<b>自動参集</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集。</li> <li>・その他職員は、対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ。</li> <li>・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。</li> <li>・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認。</li> </ul>	
	<b>指揮系統の確立</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立する。</li> <li>・職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める。</li> <li>(注) 下水道対策本部が立ち上げればその体制、指示に従います。</li> </ul>	2.3 対応体制・指揮命令系統図 2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
	<b>処理場との連絡調整(1)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場の職員等の安否、処理場・ポンプ場施設被害概要を把握。</li> </ul>	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～6時間	<b>下水道対策本部立上げ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当班は、外部状況(大規模クラック)等、災害対応拠点(通常の業務拠点)の安全性を確認。</li> <li>・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。</li> <li>・下水道対策本部の立上げ、体制確保。</li> <li>・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保。</li> <li>・市災害対策本部及び県(下水道)等へ対応体制や既に判っている被害の概況などの速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告。</li> </ul>	2.2 対応拠点と非常参集 2.5 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～12 時間 以降 随時実施	<b>処理場との連絡調整 (2)</b> ・ 処理場・ポンプ場施設の被害状況等を確認。 ・ 被害状況確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討。	2.3 対応体制・指揮命令 系統図
	<b>被害状況等の情報収集</b> ・ 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・ 個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）。	・ 住民問い合わせに関する マニュアル ・ 市指定排水設備業者リス ト
	<b>降雨予報の確認</b> ・ 今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。	
	<b>市災害対策本部との連絡調整</b> ・ 市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡。 ・ 市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認。 ・ 市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整。	2.5 災害発生直後の連絡先 リスト
	<b>県（下水道）との連絡調整</b> ・ 県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡。	2.5 災害発生直後の連絡先 リスト
～1 日	<b>データ類の保護</b> ・ 台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・ データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を〇〇設計に依頼。	2.5 災害発生直後の連絡先 リスト
	<b>関連行政部局との連絡調整 (1)</b> ・ 関連行政部局（水道部局、道路部局等）との協力体制の確認。 ・ 管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整。	2.5 災害発生直後の連絡先 リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～2日	<b>緊急点検</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査箇所 の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。</li> <li>調査用具、調査チェックリストを準備。</li> <li>人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急点検・調査に関するマニュアル</li> </ul>
	<b>緊急調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な幹線等の目視調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急点検・調査に関するマニュアル</li> </ul>
	<b>避難所等のトイレ機能の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における水洗トイレ等の状況確認。(使用可否、復旧見込みなど)</li> <li>避難所等における水洗トイレ機能確保(マンホールトイレを含む)に向けた関連行政部局との対応協議、調整、実施。</li> </ul>	
～3日 適宜実施	<b>緊急措置(被害がある場合)</b> <b>【汚水溢水への緊急措置】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄している資機材(仮設ポンプ、仮設配管等)により、溢水解消。</li> <li>市で対応できない(職員、資機材等の不足)場合には、〇〇会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼。</li> </ul> <b>【緊急輸送路における交通障害対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。</li> </ul> <b>【浸水対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議する。</li> </ul>	2.5 災害発生直後の連絡先リスト <ul style="list-style-type: none"> <li>マンホール蓋開閉に関するマニュアル</li> </ul>
～3日	<b>支援要請及び受援体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。</li> <li>支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人/物)等を県に連絡。</li> <li>受入場所(作業スペース・駐車スペース・保管場所)の確保等など、受け入れ態勢を整える。</li> <li>県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡。</li> </ul>	2.5 災害発生直後の連絡先リスト <ul style="list-style-type: none"> <li>支援要請に関するマニュアル</li> </ul>
～4日	<b>関連行政部局との連絡調整(2)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧等を行うにあたって、関連行政部局(水道部局、道路部局等)と協議。</li> </ul>	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
	<b>処理場との連絡調整(3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境部局等から仮設トイレからのし尿受入れ要請があった場合、処理場と協議する。</li> </ul>	2.5 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
. . . . .	. . . . .	
	<p>▶ <b>【浸水対応】：市災害対策本部と連携した水防活動の実施</b></p> <p>今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨注意報発令から〇時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、市災害対策本部へ報告し、水防活動、避難情報に関する対応を協議。</li> <li>・           〃           〇時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。                               ：市災害対策本部と協力し、浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。                               ：必要に応じ、住民へ土のう等を配布。</li> <li>・           〃           〇時間まで：排水ポンプの手配を〇〇会社に要請。排水ポンプ、排水ポンプ車の手配を市で対応できない場合は県と協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画(風水害編)</li> <li>・水害に関する緊急対応マニュアル</li> </ul>

(注) 上表は、多数の支援者が到着し、リソース(特に人)の制約が解消されるまでを重点的に記載しています。表に記載した以降の行動については、地方公共団体の規模や優先実施業務に応じ、災害前の計画が有効であるものを追加してください。

(※) 完了時間は、「対応の目標時間」の一例を示しています。優先実施業務やリソースを考慮して各地方公共団体の状況に応じて、設定してください。

4 事前対策計画（本編 § 16, § 19, § 20, § 21 参照）

大項目	中項目	対策内容	対策後のレベル	実施予定時期（※）	担当者
4.1（1.4参照） 関連行政部局との連絡・協力体制の構築（人の配分の把握） （本編 § 19 参照）	部局内のリソース（人）の配分に関する把握	部局内リソース（人）の配分を把握する	部局内でのリソース（人）の過不足を把握		〇〇課
	関連行政部局とのリソース（人）の配分に関する把握	関連行政部局のリソース（人）の配分を把握する	関連行政部局とのリソース（人）に関する調整が可能となる		〇〇課
	連絡・協力体制の構築	連絡・協力体制を構築する	被害情報の入手が早くなりなり、その後の応急復旧等を速やかに実施することが可能		〇〇課
4.2（2.5参照） 他の地方公共団体との支援ルールの確認 （本編 § 20 参照）	支援対象の地方公共団体を確認	組織内へ周知	支援要請する職員が不在でも支援要請ができ、〇日目までに〇〇業務について対応可能		〇〇課
	支援ルールを相互確認	支援ルールを相互確認する	支援の迅速化と支援時の混乱防止		〇〇課
4.3（1.4、2.2、2.5参照） 受援体制の整備と充実 （本編 § 20 参照）	支援者に対する担当窓口設置	担当窓口を設置する	支援者との連絡の円滑化		〇〇課
	支援者へ提供する情報の整理	情報を整理する（リスト化）	支援活動を安全かつ効率的に実施可能		〇〇課
	支援者へ提供する資機材の整理	資機材を整理する（リスト化）	支援者が準備する資機材が明確になり支援活動を効率的に実施可能		〇〇課
	情報等を災害時下水道事業関係情報へ登録	災害時下水道事業関係情報へ登録する（変更毎に更新）	支援者が被災団体の情報を迅速に把握可能		〇〇課
4.4（1.4、2.5参照） 民間企業等の協定締結・見直し （本編 § 21 参照）	民間企業との協定締結状況	当該民間企業等と協定を締結する	発災時に民間企業等の協力を受けることが可能（リソースの拡充）		〇〇課
	平常時における定期的な情報共有	情報共有のための定例会を実施する	公共団体と民間企業等が最新情報を共有できる		〇〇課
	他の地方公共団体間とのリソース調達に関する調整	リソース調達に関する調整を実施する	他の地方公共団体間とのリソース調達の競合を防止		〇〇課
	災害協定の窓口一元化	地方公共団体内で窓口を一元化する	他部局とのリソース調達等の競合を防止		〇〇課

（※）実施予定を定めることが難しい場合においても、可能な限り実施予定時期を定めることを推奨します（リソースを確保するため）。

## 5 訓練・維持改善計画

### 5.1 訓練計画（本編 § 24 参照）

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
参集訓練	・地震及び津波を想定した職員の非常参集。	全職員	毎年〇月	庁舎	**課 **係
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話・メール等により安否を連絡。 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ。	全職員	毎年〇月	庁舎	
情報伝達訓練	・本庁（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練。 ・他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練。 ・水道部局や道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練。 ・関連協会・団体・民間企業等（処理場等の運転管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、避難所の管理者等）との情報伝達訓練。	各担当班の 責任者、代理者 及び担当者	毎年〇月	庁舎	**課 **係

### 5.2 維持改善計画（本編 § 25 参照）

#### 5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目（※）	点検時期	点検実施部署	統括部署
下水道部局や関係先（国、県、関連行政部局、民間企業等）の人事異動により、指揮命令系統、安否確認等の登録情報（電話番号やメールアドレス）の変更がないか。	年2回（4月、10月） 必要に応じて適宜実施		
重要なデータや文書（下水道台帳、施設図面等）のバックアップを実施しているか。	年〇回（〇月、〇月）		
・・・・・・・・・・・・・・・・			

（※）人事異動等（特に年度初め）に係わる点検は、必ず実施してください。

#### 5.2.2 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員	下水道対策本部及び拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	平成24年9月 （前回防災訓練時）
〇〇県下水道部	同上	**課**係**氏に対して、一覧表を提出	平成25年4月 （協定締結時）
〇〇建設			
・・・・・・・・			

## 6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

### 6.1 地震規模等の設定と被害想定（本編 § 10, § 11, § 17 参照）

#### 6.1.1 重要情報の保管及びバックアップの現状

下水道施設図などの保管場所の確認を行います。

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書	室内棚 A	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
施設平面図	室内棚 A	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
縦断面図	室内棚 A	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
下水道台帳	室内閲覧台	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
原図	室内棚 C	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
耐震化状況図	室内棚 B	〇〇課〇〇係	紙	なし	—	—	—
受益者負担金情報	室内棚 A	〇〇課〇〇係	紙	あり	随時	電子化	PC 1
行政文書データ	PC 4 内蔵 HD 内	〇〇課〇〇係	電子	あり	年 1 回程度	コピー	処理場

- ・ 処理場・ポンプ場：施設平面図、構造図
- ・ 重要な幹線管渠：平面図、縦断面図、特殊人孔構造図など  
（全体計画図に重要な幹線管渠、その他緊急点検が必要な管渠をマーキングした図面を作成）

## 6.1.2 被害想定（本編 § 11 参照）

処理場・ポンプ場における簡易的な被害想定を実施します。

項目		被害想定
下水道 施設	A 処理場	管理棟は新耐震基準を満足しているため、利用可能。一方、第 2 系列の最初沈殿池が L2 地震動に対応しておらず、運転停止が予想される。また、自家発燃料は 12 時間分しか保有しておらず、1 日以上停電に対応できない。津波影響を受け、管理棟 1 F の機械電気設備は水没し、機能停止。また、水処理施設の掻き寄せ機等の地上にある設備は脱落し、運転停止が予想される。
	B ポンプ場	建屋は新耐震基準を満足。土木構造物は L2 地震動に対応しておらず、ポンプ施設が運転出来ない。またポンプ冷却水の代替水源がなく、長期間の断水に対応できない。
	C ポンプ場	建屋及び土木構造物とも現状の耐震基準を満足しているため、ポンプは稼働する。但し、ケーブルラックやダクトの落下は生じる。

### 処理場・ポンプ場における簡易的な被害想定例

- 地震動による被害については、未耐震化の下水道施設はすべて機能停止するものと想定します。
- 津波による浸水被害については、簡易的に「浸水深さ＝津波想定高さ－下水道施設の高さ」で想定します。  
被災想定結果で、可搬式ポンプ・可搬式発電機等が必要となる場合は、その保管場所を訓練時に確認します。
- 被害が想定される場合は、4. 事前対策計画で耐震化や耐津波対策を図ることも検討します。



## 6.2 優先実施業務（遅延による影響の簡易的な把握）（本編 § 12, § 13 参照）

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等の参集状況及び安否確認。</li> <li>・災害対応拠点（本庁舎等）の被害状況、安全性を確認。</li> <li>・下水道対策本部の立上げ、体制確保。</li> <li>・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保。</li> <li>・市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況などの速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱するおそれ。</li> </ul>
2	被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場・ポンプ場施設の職員等の安否、参集人員、被害の概要を把握。</li> <li>・応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討。</li> <li>・必要に応じて、仮設トイレからのし尿受入れを協議。</li> <li>・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。</li> <li>・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁・処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場、ポンプ場の機能回復に支障。</li> <li>・被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長。</li> </ul>
3	都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡。</li> <li>・市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡。</li> <li>・市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認。</li> <li>・市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整。</li> <li>・関連行政部局（水道部局、道路部局等）との協力体制の確認。</li> <li>・管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、対応状況等の把握や協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生。</li> </ul>
4	緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。</li> <li>・調査用具、調査チェックリストを準備。</li> <li>・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。</li> <li>・重要な幹線等の目視調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急点検の遅れにより、人的被害に伴う二次災害発生のおそれ。</li> <li>・緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、公衆衛生上の問題等が発生。</li> </ul>

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
5	汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消。</li> <li>・市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、〇〇会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水溢水による疫病発生拡大が懸念。</li> </ul>
6	緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通障害により災害対応等のための車両の移動に支障が発生。</li> </ul>
7	浸水対策（降雨が予想される場合に実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復する。</li> <li>・雨水溢水に対する緊急措置を実施する。</li> <li>・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水被害により住民の生命・財産に影響を与えるおそれ。</li> </ul>
8	支援要請、受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県や他の地方公共団体等に支援要請（人・物等）を行うとともに、受入場所（作業スペース・駐車スペース・資機材等の保管場所等）を確保し、受け入れ態勢を整える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援要請、受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ。</li> </ul>
9	一次調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧が遅れ、暫定機能確保に影響。</li> </ul>
10	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次調査の結果により、応急的な施設の暫定機能確保のために実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生拡大が懸念。</li> </ul>

（注）業務遅延による影響の可能性を把握し、優先実施業務を検討します。なお、上記 No. 1～No. 8 は支援者到着までに受援者が最低限実施する必要がある項目、No. 9～No. 10 は支援者到着までに実施しておくことが望ましい項目です。